

投資信託「NISA 口座」みなし廃止のご案内について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021 年度税制改正により、2017 年分の非課税管理勘定（一般 NISA）を設定されているお客さまが、2021 年 12 月 31 日時点でマイナンバー（個人番号）を提出されていない場合は「非課税口座廃止届出書」を提出したとみなされることになります。

したがって、マイナンバーの提出がなく、2018 年以降に非課税管理勘定（一般 NISA）または累積投資勘定（つみたて NISA）が設定されていないお客さまにつきましては 2022 年 1 月 1 日をもって NISA 口座が廃止されますので、あらかじめお知らせいたします。

「NISA 口座」みなし廃止に関する詳細な内容につきましては、次頁の「NISA 口座のみなし廃止措置のご案内」をご参照願います。

2022 年 1 月 1 日に NISA 口座が廃止された後に、当行で NISA 口座でのお取引を引き続き希望されるお客さまにつきましては、お取引店にて所定の申請書類をご提出ください。

以上

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行ではご購入、ご売却のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定および運用は各運用会社が行います。
- 投資信託は、投資元本が保証されている商品ではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 組入れ有価証券(株式・債券等)等の価格は、株式指標、金利、その他有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- 外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託のお申込に当たっては、当行所定のお申込手数料(最大 3.3%〔税込み〕)がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額(最大で基準価額の 0.5%)がかかります。また、保有期間中には、信託報酬(実質最大 2.42%〔税込み〕程度)がかかるほか、組入れ有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません)がかかります。なお、当該手数料の合計額については、お客さまがファンドを保有される期間等により異なりますので、表示することができません。また、上記の費用については、作成時点のものであり今後変更になることもございます。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただき、ファンドの内容を十分にご理解のうえお申込ください。

商号等：株式会社 千葉興業銀行 登録金融機関：関東財務局長（登金）第 40 号 加入協会名：日本証券業協会

【お問い合わせ】 市場業務部 預かり資産業務室：043-243-6045
受付時間：平日 9:00～17:00（銀行休業日をのぞく）



ちば興銀でNISA口座を ご利用いただいているお客さまへ 大切なお知らせです

WITH
YOU
より近く。より深く。
ともに未来へ。

NISA口座のみなし廃止措置のご案内

2021年度税制改正により、当行にNISA口座*をお持ちのお客さまのうち、下記のお客さまのNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって自動的に廃止（以下、「みなし廃止」といいます）されることとなりますので、ご案内いたします。

※NISA口座とは、投資信託取引等に係る非課税口座です。

NISA口座のみなし廃止措置とは？

租税特別措置法第七十三条第6項により、次の要件を満たすお客さまが2021年末までに勘定の設定を行わなかった場合、2022年1月1日（土）に非課税口座廃止届出書を提出したとみなし、NISA口座が廃止されます。

みなし廃止対象のお客さま

当行のNISA口座に2017年分の非課税投資枠を設定されていたお客さまのうち、2021年12月末時点において、下表太枠内のお客さまが「みなし廃止」対象となります。

NISA口座 開設時期	マイナンバーの ご提出	2018年以降の NISA口座のご利用	みなし廃止
2018年以降	ご提出済み	ご利用あり(※)	みなし廃止対象外です。 今後も当行のNISA口座を ご利用いただけます。
2017年以前	ご提出済み	ご利用あり(※)	
	未提出	ご利用なし (非課税投資枠設定なし)	みなし廃止対象です。 2022年1月1日をもって 自動的に廃止されます。
		ご利用なし (非課税投資枠設定なし)	

※2018年以降、当行のNISA口座で投資信託のご購入等がなくとも、非課税投資枠が設けられている場合、「ご利用あり」となります。
ご不明な場合は、お取引店までお問い合わせください。

その他ご留意事項

※当行でNISA口座をご利用されない場合、お手続きは不要です。なお、NISA口座みなし廃止後も、証券口座（特定口座・一般口座）は廃止されることなく、引き続きご利用いただけます。

※当行でNISA口座をご利用される場合、非課税口座のご開設、マイナンバーのご提示等のお手続きが必要となります。詳しくはお取引店までお問い合わせください。

NISA (NISA・つみたてNISA) に関するご注意事項

- NISA口座のご利用は、日本国内にお住まいの20歳以上の個人のお客さまに限ります。
- NISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま1口座に限り開設いただけます(金融機関を変更した場合を除く)。一定の手続きのもとで金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行ない、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠を利用していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座は、非課税投資枠(NISA:年間120万円、つみたてNISA:年間40万円)が設定され、NISA口座内の投資信託等の収益についてはNISAの場合最大5年間、つみたてNISAの場合最大20年間非課税となることなど、短期間の売買よりも中長期の保有が税制上のメリットを享受しやすい仕組みとなっています。
- NISA口座で保有しているファンドを売却した場合、非課税投資枠の再利用はできません。また、利用しなかった非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すこともできません。
- NISA口座で保有しているファンドの分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠を利用することになります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度での非課税メリットを享受することができません。
- 当行でNISA制度を利用してお取引いただける商品は「公募株式投資信託」のみとなります。
- NISA制度では、税務上損失はないものとされ、特定口座や一般口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- すでに特定口座や一般口座で保有している投資信託等をNISA・つみたてNISA口座に移管することはできません。
- NISAとつみたてNISAは1年毎の選択制であり、同一年に併用はできません。

※上記の内容は、2020年4月1日現在の情報に基づくものであり、今後、税制等は変更されることがあります。



千葉興業銀行

お問い合わせ先
市場業務部預かり資産業務室

043-243-6045

9:00~17:00 (土、日、祝日を除きます)